

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司様

厚生委員長 宍戸治重

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和3年2月4日
- (2) 令和3年3月10日
- (3) 令和3年3月11日
- (4) 令和3年3月29日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議員提出議案第3号 三鷹市高齢者補聴器購入費助成条例

この議案は、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器購入費を助成することにより、外出及び地域交流を支援し、閉じこもりを防止するため、提案されたものであります。

委員会は本件審査に当たり、本条例案の提出者である大城美幸議員の出席を求め、補足説明を受けました。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・補聴器購入費助成額を最大3万円とした設定根拠について
- ・補聴器の現物支給ではなく購入費の助成とした考え方について
- ・助成対象者を非課税世帯の65歳以上の高齢者とした考え方と助成対象者の把握

について

- ・助成申請に係るチェックについて
- ・補聴器購入費助成制度に係る他自治体の現状について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・高齢者補聴器購入費等に係る助成（障がい者の制度によらない助成）について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 赤松大一委員（三鷹市議会公明党）

本条例は、補聴器の利用を通じて高齢者の外出と地域交流を支援し、閉じ籠もりを防止することを目的としている。高齢者の聞こえに対する支援の取組は、高齢者の介護予防にも有効な取組であると考え。補聴器購入費助成と同じく、高齢者の聞こえの支援には健康診査が重要である。三鷹市は、国が定めた基本チェックリストの25項目に、独自の運動機能や物忘れなどに関する7項目を追加し、実施しているが、さらに聴力に関する項目を追加し、高齢者が聴力低下にならないよう、早期発見・早期治療を目指すべきと考える。

補聴器の選定は大変に難しいと言われている。値段も安価なものから、高額なものまで様々である。また、調整が難しく、高価なものを購入しても調整がうまくできずに、ピーピーと鳴ってばかりで、うるさくて、結局使用しなくなってしまいう例も少なくない。購入費補助を実効性のあるものにするためには、補聴器の選定の支援や助成の金額、年齢条件や聴力レベルの確認、購入後の丁寧な諸調整の仕組みづくりなどが必要と考える。

条例をつくらずに、補聴器の現物支給や購入費助成制度をつくり、支援している自治体も多く見られる。本市における補聴器購入費助成については、他の自治体の制度の実施状況を検証し、さらに国の補聴器購入費への助成の取組を注視しながら進めるべきと考える。

現在、コロナ禍で感染症の拡大や医療崩壊などの危機を乗り越えるために市民の皆様に御協力をいただいている。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への効果が期待されているワクチン接種の準備が進められるなど、全市民がコロナに負けないために必死に取り組んでいるこのときに、補聴器購入費助成条例制定は時期尚早と考え、反対する。

〔賛成討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

生活に困窮する高齢者が増えていることから、1台平均15万円もする補聴器の購入に市が助成することを条例化することに賛成する。いのちが大事としても党派として、高齢者の補聴器の購入助成制度を創設することを市に要望しているところである。現在は、70デシベル以上の難聴でないと障害者手帳の申請をしても、手帳の交付が受けられず、補聴器が購入できない。しかし、実際は70デシベル以下であっても、日常の生活に不自由することになり、生活の質が著しく落ちることや不便が生じることになる。

18歳未満の子どもについては、いわゆる中等度の難聴者に対しては東京都も助成を行っているが、高齢者に対しては東京都も、三鷹市も、助成を行っていない。

聞こえに問題があると、人と人との交わりを避け、引き籠もったり、孤立感に襲われたりする。特にコロナ禍で高齢者は外に出ることがおっくうになって、閉じ籠もりがちである。また、生活音に気づけないことから、健常者には予想もつかない危険性や事故とも隣り合わせになる。そして、近年、難聴が認知症リスクも高めていることが国内外の調査研究で明らかになった。

以上のことから、自治体が独自に助成することで、高齢者が補聴器を購入することができるようになることは、生活の質を高め、認知症を防ぐことにもつながる。既に東京都の23区内では9区が助成を実施している。26市の中で、三鷹市が他市に先駆けて条例を設置することを求めて、賛成討論とする。

以上の討論の後、議員提出議案第3号について採決いたしました結果、本件については、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

2 議案第5号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 本条例改正が本市財政と被保険者に与える影響の分析について
- ・ 本条例改正による他会計繰入金増加の有無と国保財政健全化計画に与える影響について
- ・ 軽減対象世帯の把握と条例改正の周知について

- ・新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給実績と今後の見込みについて

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第5号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第6号 三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

この議案は、第1号被保険者の保険料に係る所得段階を見直し、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について定めるとともに、保険料の軽減措置を拡充するほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・介護保険料基準額の算定に係る基本的考え方について
- ・所得段階第3段階まで保険料軽減措置を拡充することとした考え方及び所得段階第4段階の保険料を据え置くこととした考え方について
- ・所得段階第16段階及び第17段階を新設することとした考え方について
- ・介護保険料の滞納状況の分析について
- ・介護保険給付費準備基金の活用に係る考え方について
- ・介護給付費の推移と新型コロナウイルス感染症による影響について
- ・介護保険制度の中長期的な課題と保険者・被保険者の負担軽減に向けた国への要望について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・第八期の介護保険料設定の考え方について
- ・第七期までの介護保険料の推移と介護保険の財源構成の詳細等
- ・三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 前田まい委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

第八期の介護保険料の設定は、保険料の引上げを基本としつつ、低所得者への影響に配慮した形になっている。市がコロナ禍における市民生活への影響を考慮し、一般会計からの繰入れを上限いっぱいまで行うなど、保険料の引上げを最小限に抑え、特に低所得者向けの保険料軽減措置を第3段階まで拡充し、第4段階を据置きとした点は十分に評価する。

しかし、介護保険制度開始から20年の間に、自公政権による社会保障費削減路線の下、制度改悪が繰り返され、いわゆる介護外しや給付抑制が続けられ、保険料は約2倍にまで上がり続け、利用者負担も限界に来ている。また、介護報酬の引上げをほとんど行わず、介護人材の確保と処遇改善を図ってこなかったことが慢性的な介護人材不足を招いており、市内でも介護人材不足を理由に廃業した事業所もあるとのことであった。さらなる利用者負担増も計画されており、将来的な高齢者人口、介護認定者人口の増加を見据えれば、現行の介護保険制度の矛盾は抜き差しならない段階に来ている。市としても、国に対し、介護保険の国庫負担割合の引上げや国による利用料・保険料の減免を求めるなど、公的介護制度そのものの立て直しを国の責任において行うよう、より強く働きかけていくことを求める。

第5段階から第8段階までの保険料については、できる限り引上げを抑制したとしているが、保険料据置きは行われたい。これらの段階層の滞納者数の割合も高く、介護保険料の負担が大きくなっていることを示している。やはりコロナ禍において生活が苦しくなっている市民へのさらなる介護保険料の引上げは行うべきではないと考え、本議案に反対する。

(2) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

今回の改定によって、さらに介護保険料が引き上げられ、基準額で年額6万9,000円から年額7万800円への引上げが予定されている。特に昨年からのコロナ禍による減収、国民健康保険料と合わせると大きな負担増となり、高齢者の生活を以前にも増して圧迫することになる。介護保険料の負担は高齢者にとって大きく、ここ数年、1,000人近い高齢者が保険料を滞納せざるを得ない状況に追い込まれている。基準額を7万800円に引き上げようとしているが、全高齢者の78.5%、つまり約8割が所得210万円未満、月額17万5,000円以下で暮らしている

ことを考えると、いかに保険料の負担が大きいかが分かる。

そもそも2000年の介護保険制度発足時と比較すると、三鷹市における基準額で年額3万8,000円であったものが、現在では7万800円に引き上げられようとしており、介護保険料は約2倍になろうとしている。一方、介護サービスにおける1人当たりの介護給付費は増えておらず、市民からも、訪問介護の時間が短過ぎる、特別養護老人ホームに入りたくても待機者が多くて入れないなどという声を聞いている。当初の理念、「いつでも、誰でも、どこでも安心してサービスを受けられる」から現在の介護保険制度は大きくかけ離れ、保険料と利用料の引上げ、サービス利用抑制が続いている。公的保険をうたっているが、公的責任は後退の一途である。保険制度のもろさが露呈している。市民生活を守るためには、介護保障は税で行う抜本的改革が今後の急務である。その財源は、保険料の中での累進性ではなく、税そのものにおける累進性の強化、応能負担とすべきである。

以上のことを訴え、三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例に反対する。

以上の討論の後、議案第6号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 3 請願第1号 安心・安全の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための請願書について

三鷹市所在

東京医労連 井之頭病院労働組合

執行委員長 砥上 淳二 ほか 2人 提出

委員会は本件審査に当たり、請願者からの補足説明を聞きました。

また、委員会は請願者より

- ・いのち署名（医労連）
- ・いのち署名（全労連・社保協・医団連）
- ・医労連Mail News（2021年3月9日）
- ・月刊医療労働2020年12月号（抜粋）

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、3請願第1号について採決いたしました結果、本件については、賛成多

数をもって採択すべきものと決定いたしました。

5 3 請願第2号 精神保健福祉の改善に関する請願書について

三鷹市所在
東京医労連 井之頭病院労働組合
執行委員長 砥上 淳二 ほか 2人 提出

委員会は本件審査に当たり、請願者からの補足説明を聞きました。

また、委員会は請願者より

- ・精神科医療のあり方への提言（日本医療労働組合連合会精神部会）
- ・精神保健医療福祉の改善を求める国会請願署名
- ・医労連M a i l N e w s（2021年3月1日）等

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、3 請願第2号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

6 所管事務の調査について 健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。